

保存延長に関する注意事項

凍結物の保存延長を希望される場合、以下の事柄をご確認くださいようお願いいたします。
なお、期限内であればいつでも延長更新可能ですが、**支払い後の返金はありません。**
ご不明な点はクリニックへお問い合わせください。

◇ 期限が過ぎた場合は廃棄となります。

初回の保存期限は凍結した日から1年後の月末となり、以降は1年毎に更新していただきます。保存期限を過ぎた凍結物は廃棄いたします。忘れずに更新手続きを行ってください。

なお、更新期限前に凍結物の廃棄を希望される場合は、廃棄の同意書をご提出ください。同意書は当院受付で受け取るか、ホームページからダウンロードできます。

◇ 更新料金と方法について

凍結物の更新料金は凍結物の種類毎に一律 12,960 円(税込) となり、凍結物の個数は料金に関係しません。

(例) 胚 2 個の延長・・・12,960 円

胚 10 個の延長・・・12,960 円

精子 2 回分の延長・・・12,960 円

胚 1 個と精子 1 回分の延長・・・12,960 円 + 12,960 円 = 25,920 円

お支払いは来院もしくは現金書留のどちらかをお願いします。

◇ 現金書留でお支払いされる場合

必ず期限内に当院に到着するようにご郵送ください。その際、以下を同封していただくようお願いいたします。不備があった場合、延長できない場合がございますのでご注意ください。

《宛先》〒030-0843 青森市浜田 3 丁目 3-7 エフ. クリニック 行

- ① 凍結更新料金 (お釣りが出ないように丁度の額をお入れください)
- ② 署名した凍結胚(卵子)・凍結精子(精巣)の保存期間延長についての同意書
- ③ 宛先を記入し、切手(82 円分)を貼付した返信用の封筒
(領収書と次回の更新書類を郵送いたします)

◇ 当院予約システムにメールアドレスの登録をお願いします

次回の保存期限が近づいてきましたら、予約システムを利用して確認のメールを送信いたします。お手数ですが、当院の予約システムにメールアドレスを登録の上、受信できる状態に設定していただくようお願いいたします。なお、アドレス登録をされていない患者様に対して、メール以外の方法で保存期限についてのご連絡は行っておりません。設定につきましてご不明な点がございましたら当院へお問い合わせください。

※ お問い合わせ エフ. クリニック Tel.017-729-4103